

判決年月日	平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成19年（行ケ）第10107号		
○ 意匠に係る物品を「弾性ダンパー」とする下記本願意匠が，下記引用意匠と類似するとはいえないとして，これらが類似するとした審決が取り消された事例			

（関連条文）意匠法3条1項3号

1 本願意匠

- (1) 意匠に係る物品：「弾性ダンパー」
- (2) 意匠の形態：（全体形状）略短円柱状で，上下両端面を胴部よりもやや長径のフランジ状に形成し，上下両端面の中央に接合用金具構成部分を設けるなどしたもの（引用意匠との共通点のみ）

2 引用意匠

- (1) 意匠に係る物品：「機械器具用防振具のダンパー」
- (2) 意匠の形態：全体形状は上記1(2)と同じ（本願意匠との共通点のみ）。

3 審決の判断

- (1) 意匠に係る物品：共通する。
- (2) 意匠の形態の対比

ア 共通点

(ア) 全体形状

- a 直径よりも縦の長さがやや短い略短円柱状である点
- b 上下両端部分をその間の胴部よりもやや長径のフランジ状に形成している点
- c 上下両端面のそれぞれ中央に，接合用金具構成部分を設けている点

(イ) 具体的な態様

a フランジ状部は，側面全周をいずれも垂直面状とし，側方視やや肉厚板状である点

- b 胴部とフランジ状部との出会い部分をそれぞれ匙面状に形成している点

イ 具体的な態様の差異点

(ア) 形態の全体の直径に対する縦の長さの比について，本願意匠は，約5対3であるのに対し，引用意匠は，約5対4である点

(イ) 上下両端面の態様について，本願意匠はその全面を平坦面としているのに対し，引用意匠は，上端面が略平坦面であると視認できるもののその詳細な態様は不明である点

(ウ) 接合用金具構成部分の態様について、本願意匠は、上下両端面から内部に向かって短径のネジ孔を形成しているのに対し、引用意匠は、その態様が不明である点

(3) 意匠の形態についての類否判断

ア 形態の全体についての前記共通点は、全体の骨格的な構成を決定づけているから、両意匠の類似性についての判断に影響を与えるものであり、フランジ状部の具体的な態様についての前記共通点すなわち、側面全周をいずれも垂直面状とし、側方視やや肉厚板状である点、および胴部とフランジ状部との出会い部分をそれぞれ匙面状に形成している点が機器に取り付けた状態において着目の度合いが大きい側方視態様についての共通点であることを考慮すると、共通点が相まって生じる意匠的な効果は、両意匠の類似性についての判断を左右するほどの影響があるというべきである。

イ 各差異点について

(ア) 差異点(ア)については、この種ダンパーの分野において、形態の全体の直径に対する縦の長さの比を適宜変更して形成することは普通に行われるところ、本願意匠と引用意匠の当該比率の差異も軽微に止まるから、その差異は両意匠の類似性についての判断に与える影響が微弱であり評価できない。

(イ) 差異点(イ)については、引用意匠は、差異点にかかる形態の詳細な態様が不明であるが、ダンパー部分の上端面は、詳細な部分について差異があるとしても概ね略平坦面であると視認できるものであり、また、重ねて使用する状態では着目の度合いが比較的小さい部分の態様についての差異である点も考慮すると、形態の全体を左右するほどの影響を与えるものとはいえないから、その差異は両意匠の類似性についての判断に与える影響が未だ微弱であり評価できない。

(ウ) 差異点(ウ)については、本願意匠のネジ孔は、内部に向かって形成した短径のものであり、また、この種物品分野において、接合用金具を構成する部分に内部に向かってネジ孔を形成することは、本願意匠のみに格別新規であるとはいえないから、限られた部分の態様についての軽微な差異にとどまり、その差異が両意匠の類似性についての判断に与える影響が微弱であり評価できない。

(4) 結論

本願意匠と引用意匠は、意匠に係る物品が共通し、形態については、差異点よりも共通点に係る態様が相まって生じる意匠的な効果のほうが両意匠の類似性についての判断に与える影響が大きいといえるから、両意匠は、全体として類似するものというほかない。

4 本判決

本判決は、本件両意匠の形状についての審決の認定に一部誤りがあるとした上、次のとおり説示し、本件両意匠が類似するとした審決の判断は誤りであるとしてこれを取り消した。

「(1) 本件両意匠の対比

ア 意匠に係る物品

本件両意匠は、意匠に係る物品を共通にするものである。

イ 形態

(ア) 共通点

a 全体形状

(a) 略短円柱状である点

(b) 上下両端面を胴部よりもやや長径のフランジ状に形成している点

(c) 上下両端面の中央に接合用金具構成部分を設けている点

b 具体的な態様

(a) フランジ状部につき、側面全周を垂直面状とし、側方視やや肉厚板状である点

(b) 胴部上下の出会い部分を匙面状に形成している点

(イ) 差異点

a 横縦の比

本願意匠については、約 1 . 3 5 対 1 であるのに対し、引用意匠については、約 2 . 0 0 対 1 である点

b 上下両端面の態様

本願意匠については、全面を平坦面とし、弾性体で被覆されているのに対し、引用意匠については、上端面が略平坦面であると視認することができるが、上下両端面が弾性体で被覆されておらず、その余の詳細な態様は不明である点

c 接合用金具構成部分

本願意匠については、上下両端面から内部に向かって短径のネジ孔を形成しているのに対し、引用意匠については、その態様が不明である点

(2) 差異点の評価

ア 横縦の比について

(ア) 上記実測値に基づく横縦の比の差異に加え、添付図面に記載された本願意匠の形状と写真に現された引用意匠の形状とから受ける視覚的印象をも併せると、審決が判断したように本件両意匠の各横縦の比の差異が軽微であるとはいえない。

(イ) そして、本件両意匠において、横縦の比は、意匠全体の骨格的な構成を決定付ける要素であることは明らかであるから、本件両意匠の類否判断においても、大きな考慮要素となるものである。

(ウ) 加えて、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件両意匠に係る物品の需要者（以下『本件看者』という。）は、振動を発する機器等又は振動を伝えたくない機器等に当該物品を設置しようとする者であり、機器等の性質や設置環境などに応じて、当該物品の振動吸収能力に関係する横縦の比を見定めて当該物品を選定しようとするものであることが認められるから、当該物品において、横縦の比は、機器等への設置後のみならず、設置前

(選定時)においても、本件看者が注視する重要な要素の1つであるといえる。

(I) 以上からすると、『本願意匠と引用意匠の当該比率の差異も軽微に止まるから、その差異は両意匠の類似性についての判断に与える影響が微弱であり評価できない』とした審決の判断は誤りであるというべきである。

イ 上下両端面の態様について

(ア) 本件両意匠の上下両端面の態様には、弾性体による被覆の有無という差異点が存在するものである。

(イ) 上下両端面に弾性体が存在することにより、滑り止めや、設置対象機器等を傷つけないなどの効果を奏することは明らかであるから、当該物品における当該被覆の有無は、本件看者が注視する要素であるといえる。

(ウ) 当該物品において、このような弾性体による被覆の有無は、本件両意匠の外観上の特徴の差異に直ちにつながるものであるから、これを、単なる機能上の差異や材質の差異として軽視することはできない。

(I) 以上からすると、上記(ア)の差異点を看過し、『引用意匠は、差異点にかかる形態の詳細な態様が不明であるが、ダンパー部分の上端面は、詳細な部分について差異があるとしても概ね略平坦面であると視認できるものであり、また、重ねて使用する状態では着目の度合いが比較的小さい部分の態様についての差異である点も考慮すると、形態の全体を左右するほどの影響を与えるものとはいえないから、その差異は両意匠の類似性についての判断に与える影響が未だ微弱であり評価できない』とした審決の判断は誤りであるというべきである。

ウ 接合用金具構成部分の態様について

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件両意匠に係る物品において、接合用金具構成部分に内部に向かってネジ孔を形成することは通常に行われているものと認められる。そして、写真に現された引用意匠によれば、引用意匠の接合用金具構成部分も同様であると推認することができる。

(イ) しかしながら、接合用金具構成部分に具体的にどのようなネジ孔が形成されているか(例えば、ネジ孔の径や深さ等)が、設置時の結合の強さや、当該物品の強度等に影響することは明らかであるから、本件看者も、当該物品の選定時には上記のような機能と関連するネジ孔の態様を注視するものと認められ、これを、外部からは観察しづらい内部の態様であるとして軽視することはできない。

(ウ) これに対し、審決は、接合用金具構成部分に内部に向かってネジ孔を形成することが、本願意匠のみに格別新規であるとはいえないことを根拠に、引用意匠の接合用金具構成部分の具体的な態様が不明であるにもかかわらず、『限られた部分の態様についての軽微な差異にとどまり、その差異が両意匠の類似性についての判断に与える影響が微弱であり評価できない』と判断したものであるが、上記(イ)において説示したところに照らせば、かかる判断は早計であり、誤りであるといわざるを得ない。

(3) 本件両意匠の形態の類否について

そこで、上記(1)イにおいて整理した本件両意匠の形態における共通点及び差異点並びに上記(2)において検討した各差異点の評価を総合し、本件両意匠の形態の類否について、以下検討する。

ア 本件両意匠は、全体として、略短円柱状である点、上下両端面を胴部よりもやや長径のフランジ状に形成している点及び上下両端面の中央に接合用金具構成部分を設けている点で共通し、具体的な態様においても、フランジ状部につき、側面全周を垂直面状とし、側方視やや肉厚板状である点及び胴部上下の出会い部分を匙面状に形成している点で共通するものである。

しかしながら、本件両意匠の各横縦の比の差異が軽微であるとはいえず、また、当該横縦の比が、本件両意匠の全体の骨格的な構成を決定付ける要素であることからすると、上記各共通点をもって、本件両意匠の形態の類否判断に大きな影響を与えるものとはいえず、むしろ、当該横縦の比の差異は、本件両意匠の形態の類否判断に当たり、無視することのできない要素であるといえる。

イ また、本件両意匠の各上下両端面における差異（弾性体による被覆の有無）は、本件両意匠の外観上の特徴の差異に直ちにつながるものであるから、この点も、本件両意匠の形態の類否判断に当たり、十分に考慮されなければならない差異点であるというべきである。

ウ 加えて、本件両意匠の各接合用金具構成部分における差異（引用意匠における具体的な態様が不明である点）も、本件両意匠の形態の類否判断に当たり、軽視することのできない要素である。

エ 以上からすると、本件両意匠の形態については、共通点が相まって生じる意匠的な効果が類否判断に与える影響は、それほど大きいとはいえないところ、類否判断において考慮しなければならない各差異点の存在をも併せ考慮し、本件両意匠の全体を観察すると、本件看者の立場からみた意匠的な美観は、類似しないものと認めるのが相当である。

(4) 本件両意匠の類否について

以上のとおり、本件両意匠は、意匠に係る物品を共通にするものの、その形態において類似しないものであるから、結局、本件両意匠は類似しないということになる。」